一般貸切旅客自動車運送事業の変更命令の検討を必要としない運賃・料金の下限額

（2025 年 11 月 1 日改正）

			下 限 額
運賃	キロ制運賃（1km当たり）	大型車	170円
		中型車	150円
		小型車	130円
		コミューター車	120円
	時間制運賃（1 時間当たり）	大型車	7，190円
		中型車	6，070円
		小型車	5，320円
		コミューター車	4，740円
料金	交替運転者配置料金	キロ制料金（1km当たり）	40 円
		時間制料金（1h当たり）	2，670円
	深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金（時間制料金）の2割
	特殊車両割増料金		設備や購入価格等を勘案した割増率

一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法

第１．車種区分

大型車、中型車、小型車、コミューター車の４区分とし、区分の基準は次のとおりとする。

大型車・・・車両の長さ９メートル以上又は旅客席数５０人以上

中型車・・・大型車、小型車、コミューター車以外のもの

小型車・・・車両の長さ６メートル以上８メートル以下で、かつ旅客席数３３人以下

コミューター車・・・車両の長さ６メートル未満で、かつ旅客席数１４人以下

第２．運賃

１.運賃の種類

運賃の種類は、時間・キロ併用制運賃とする。

２.運賃の計算方法

運賃は、以下の計算方法により計算した額を合算する。

（１）時間制運賃

①出庫前及び帰庫後の点呼・点検時間（以下「点呼点検時間」という。）として、1時間ずつ合計２時間と、走行時間（出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送時間を含む。以下同じ。）を合算した時間に1時間あたりの運賃額を乗じた額とする。

ただし、走行時間が３時間未満の場合は、走行時間を３時間として計算した額とする。

②２日以上にわたる運送で宿泊を伴う場合、宿泊場所到着後及び宿泊場所出発前の1時間ずつを点呼点検時間とする。

③フェリーボートを利用した場合の航送にかかる時間（乗船してから下船するまでの時間）は８時間を上限として計算することとする。

（２）キロ制運賃

走行距離（出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離を含む。以下同じ。）に1キロあたりの運賃額を乗じた額とする。

（３）運賃計算の基本

①運賃は、車種別に計算した金額の下限額以上とする。

②運賃は、営業所の所在する出発地の運賃を基礎として計算するものとする。

３.運賃の割引

（１）身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の適用を受ける者の団体に対する割引については、届け出た運賃の下限額を下回らない額を限度とする。

（２）学校教育法による学校（大学及び高等専門学校を除く）に通学又は通園する者の団体に対する割引については、届け出た運賃の下限額を下回らない額を限度とする。

（３）２以上の割引条件に該当する場合は最も大きい割引を適用し、重複して運賃の割引をしない。

第３．料金

１．　料金の種類

運送に伴う料金の種類は、深夜早朝運行料金、特殊車両割増料金及び交替運転者配置料金とする。

２．　料金の適用

（１）深夜早朝運行料金

２２時以降翌朝５時までの間に点呼点検時間、走行時間（回送時間を含む）が含まれた場合、含まれた時間に係る１時間あたりの運賃及び交替運転者配置料金については、２割の割増を適用する。

（２）特殊車両割増料金

次の条件を有する車両については、設備や購入価格等を勘案した割増率を適用することができる。

①標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両。

②当該車両購入価格を座席定員で除した単価が、標準的な車両購入価格を標準的な座席定員で除した単価より７０％以上高額である車両。

（３）交替運転者配置料金

法令により交替運転者の配置が義務付けられる場合、その他、交替運転者の配置について運送申込者と合意した場合には、届け出た交替運転者配置料金の下限額以上で計算した額を適用する。

なお、交替運転者が交替地点まで車両に同乗しない場合であっても、同乗したものとして料金を適用するものとする。

第４．端数処理

（１）走行距離の端数については、１０キロ未満は１０キロに切り上げる。

（２）走行時間の端数については、３０分未満は切り捨て、３０分以上は１時間に切り上げる。

第５．旅客より収受すべき運賃・料金及び運賃・料金の表示方法

（１）運賃の計算方法により算出される運賃と料金を併算した額に消費税法等に基づく税率を乗じ、１円単位に四捨五入した消費税額及び地方消費税の合計額に相当する額を含めた運賃・料金の総額を収受する。

（２）対外的に示す運賃・料金はそれぞれ消費税額及び地方消費税額を含んだ額を表示する。

第６．実費負担

ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料その他旅客の求めにより運送以外の経費が発生した場合には、その実費を旅客の負担とする。